

質 問 回 答 書

2023 年 7 月 20 日

全世界 2023 年度テーマ別評価「援助協調がもたらす事業効果持続への貢献」

(公示日:2023 年 7 月 12 日/調達管理番号:23a00343)について、質問と回答は以下の通りです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|--|
| 1 | 第 2 章 特記仕様書案 第 2 乗 調査の背景・経緯 | <p>「本調査における事業効果の持続とは、効果が事後評価時並びにそれ以降も長期的に持続・拡大することであると考え。」について、例として、以下の 3 つが挙げられると考えています。本調査では、具体的には、どちらを指しているでしょうか。いずれも該当しない場合は、具体例をご教示ください。</p> <p>①事後評価時以降も活動を実施する地域が増える(面的拡大) ②事後評価時以降も対象地域において活動が継続する(活動の継続) ③事後評価時以降も実施機関が対象地域においてサービスを提供し続ける(サービス提供の継続)</p> | <p>ご指摘の通り、それら全てのケースが考えられます。</p> <p>また、事業完了後の活動・サービスが同じレベルで継続されたり地域的な広がりを持つケースだけでなく、活動やサービスの質が改善・拡充するケースや、開発計画を作成するような事業の場合は、その計画が活用され続ける、または状況に合わせた修正・追記がなされ、より幅広く活用されるというようなケースもあると考えられます。</p> <p>事業効果がどのような形で持続・拡大するかは個々の事業の特性や目指す事業目的によって変わってくると考えられます。</p> |
| 2 | 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書にかかる留意事項 (3)別見積もりについて 1)旅費(航空賃) | <p>対象案件 6 件の中から、評価部と協議し、現地調査対象案件を確定することとなっていますが、プロポーザル提出時はカンボジア・ルワンダ・シエラレオネを想定して別見積もりを作成すればよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 3 | <p>第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>4. 見積書にかかる留意事項</p> <p>(2)上限額について</p> | <p>「定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積書には含めないでください。」とありますが、第 2 章特記仕様書案 第 4 条 調査実施の留意事項(3)脚注 3 では、「特殊備人費については、第 3 章に示す定額をもって、見積書に計上することを求める。」とあります。</p> <p>上記は矛盾しているように思えるため、定額の特 殊備人費について、プロポーザル時の見積書に含めるのか、含めないのか、改めてご教示ください。</p> | <p>第 3 章にて定額計上とした内容は、プロポーザル時の見積書には含めません。</p> <p>契約締結時にご提出いただく最終見積書へ加算していただくのみであり、プロポーザル時の見積書への計上は不要という意図での記載となっていますのでご確認ください。</p> |
|---|--|---|---|

以上